

件 名

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則について

提出理由

高校授業料の実質無償化に係る国の令和7年度関連予算が第217回国会において成立したことに伴い、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

高校授業料の実質無償化に係る国の令和 7 年度関連予算が第 2 1 7 回国会において成立し、規則の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理した規則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則

(2) 専決処理日

令和 7 年 3 月 3 1 日

(3) 規則の公布日

令和 7 年 4 月 4 日

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

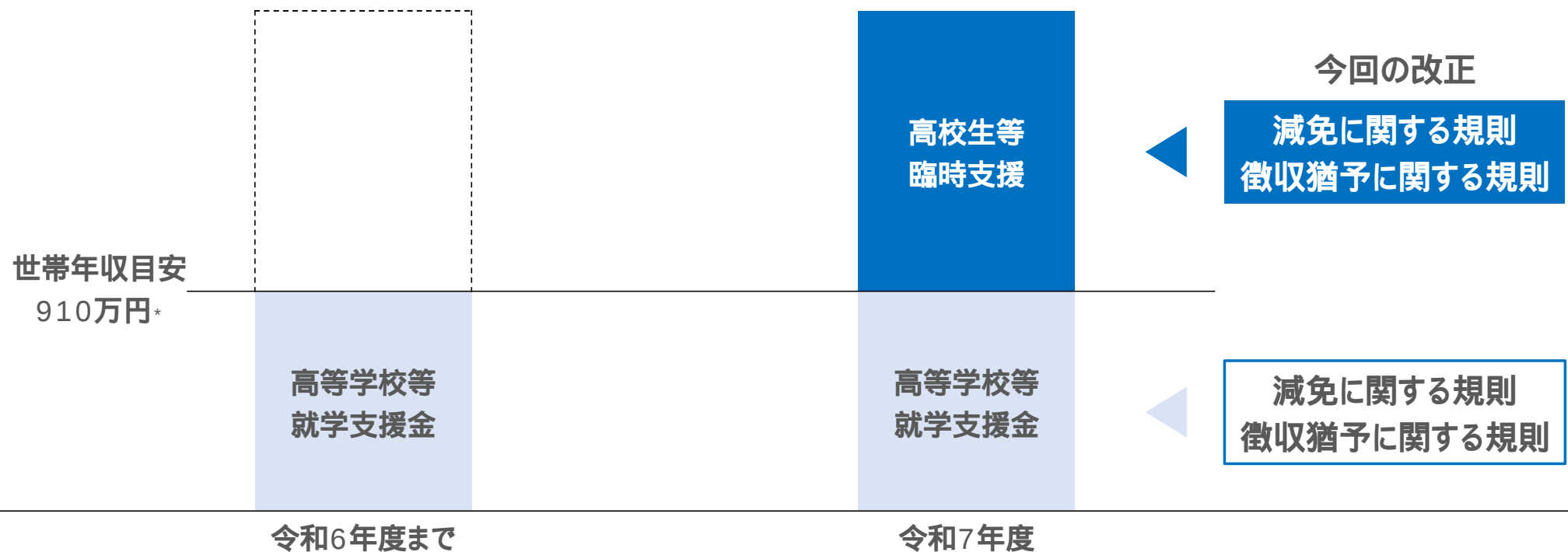
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

1 内容

県立高等学校の授業料については、平成26年度から国の高等学校等就学支援金制度が始まり、世帯年収目安910万円*未満の世帯に対しては国から就学支援金が支給されることにより無償化されているが、令和7年度は910万円*以上の世帯に対しても、高校生等臨時支援（高等学校等修学支援事業費補助金）が支給されることにより、世帯年収に関係なく授業料の無償化が図られることとなる。

これに伴い、関連規則である授業料の減免に関する規則及び徴収猶予に関する規則について、高等学校等就学支援金制度のみを対象としたものになっていることから、必要な改正を行った。

*国が示すモデルケースにおける世帯年収目安（両親のうち一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯）



2 改正規則等の概要

	埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則	埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則
規則の概要	県立高等学校の授業料及び入学料の減額及び免除に関し、必要な事項を定めるもの	県立高等学校の授業料を徴収する月及び日並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるもの
現行規則の内容	定時制（単位制）課程や通信制課程において、就学支援金を受けている者で、授業料の額と国から交付される就学支援金の額に差が生じる以下の場合、その差額を減免できる。 就学支援金と授業料の単価の相違 年度途中で転退学した場合 就学支援金の支給上限単位数を超過した場合	就学支援金を申請すれば、授業料の徴収を猶予することができる。
改正の概要	高校生等臨時支援に係る制度創設を踏まえ、授業料と就学支援金の差額を減免するケースに類する場合として教育長が定める場合においても、減免できる旨の規定の追加	高校生等臨時支援に係る制度創設を踏まえ、就学支援金申請者のほか、その他教育長が特に必要と認める者を徴収猶予できる旨の規定の追加

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則	埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則
第一条～第七条 (略) 附則 1・2 (略) (授業料の減免の特例) 3 教育長は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けた者（以下この項において「受給権者」という。）が高等学校等就学支援金の支給を受ける場合において、当該高等学校等就学支援金を同法第七条の規定により県の有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充ててもなおその徴収すべき授業料の額に不足すると認められるときは、その不足額に相当する授業料を減額し、又は免除することができる。 <u>これに類する場合として教育長が定める場合も、同様とする。</u>	第一条～第七条 (略) 附則 1・2 (略) (授業料の減免の特例) 3 教育長は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けた者（以下この項において「受給権者」という。）が高等学校等就学支援金の支給を受ける場合において、当該高等学校等就学支援金を同法第七条の規定により県の有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充ててもなおその徴収すべき授業料の額に不足すると認められるときは、その不足額に相当する授業料を減額し、又は免除することができる。

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則 新旧対照表
 第二条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則 第一条・第二条 (略) (授業料の徴収猶予) 第三条 教育長は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請をした者<u>その他教育長が特に必要と認める者について</u>は、授業料の徴収を猶予することができる。	埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則 第一条・第二条 (略) (授業料の徴収猶予) 第三条 教育長は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請をした者<u>について必要があると認めるときは</u>、授業料の徴収を猶予することができる。

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則

（埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正）

第一条 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項に後段として次のように加える。

これに類する場合として教育長が定める場合も、同様とする。

（埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部改正）

第二条 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「について必要があると認めるとき」を「その他教育長が特に必要と認める者について」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。